

非核兵器地帯-核兵器廃絶に向かうひとつのステップ-

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 明治大学大学院教養デザイン研究科 公開日: 2015-04-10 キーワード: 作成者: 山泉, 進 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10291/17055

【中村孔一名誉教授特別講義】

「非核兵器地帯—核兵器廃絶に向かうひとつのステップ」

山泉 進

中村孔一先生は、物理学者であり、法学部教員として和泉キャンパスにおいて「物質・宇宙」等の自然科学系の教養科目を担当されてきた。定年後は名誉教授として、教養デザイン研究科の特別講義を連続して担当していただいている。本研究科の設置目的のなかに、明治大学における教養教育の伝統を継承していく必要性を置いているが、中村先生にはその役割を担っていただいている。

中村先生には、二〇一一年三月十一日の原発事故をうけて、その年に「未完成の技術としての原発」の特別講義をお願いし、昨年は「原発、安全ならよいのか？」と題して講義を担当していただいた。今年度は、二〇一三

年六月七日の三時限目に和泉図書館ホールにおいて、同じ「核」の問題ではあるが、「核兵器」の問題へとシフトして、その廃絶に向けての具体的なプランとして、世界の諸地域において現在進行中である「非核兵器地帯」についての講義をお願いした。私たちには、比較的になじみのない問題であるが、「核のない世界」にむけての世界的な潮流として十分に認識しておく必要がある課題であった。今回もコーディネーターとして法学部所属の山泉進と勝田忠広があたった。講義内容については、正確を期すために、中村先生自身にその要旨をお願いした。以下は、その文章である。

日本では新聞やテレビなどの一般メディアが、非核兵器地帯 (Nuclear-Weapon-Free Zone) について触れることが少ないせいも、その存在があまり知られていないが、多国間の国際条約によって非核兵器地帯を宣言している地域は世界にすでに五つ存在している。それらに加盟している国は合わせると一八か国に及び、そこには約二億人の人々がくわらしている。これは国連加盟国の60%、世界の人口の30%にあたる。

日本の中でも、非核宣言を決議している自治体はいくつもある。例えば、この和泉校舎が位置する杉並区も一九八八年に、「核兵器のなくなることを願ひ、平和都市を宣言する。」という文章を含む杉並平和都市宣言を区議会が決議している。しかし、このような宣言は、自治体の決意表明であり、内外へのアピールという意義はあるが、何らかの法的拘束力をもつものではない。それに比べ、上記の非核兵器地帯は、参加国の政府が署名、批准して発効した国際条約によって規定されたもので、国際法上の拘束力をもつ取り決めである。

既存の非核兵器地帯条約を発効した年次順に列記すると、

(1) ラテンアメリカおよびカリブ地域における核兵器禁

「非核兵器地帯―核兵器廃絶に向かうひとつのステップ」

止条約 (一九六七年)

- (2) 南太平洋非核兵器地帯条約 (一九八五年)
 - (3) 東南アジア非核兵器地帯条約 (一九九五年)
 - (4) アフリカ非核兵器地帯条約 (一九九六年)
 - (5) 中央アジア非核兵器地帯条約 (二〇〇六年)
- の五つである。

それぞれは、その成立の経緯や条約の細部での差異はあるが、いずれの条約も共通して次の三つの要素を含んでいる。(1) 地帯内での核兵器の開発、製造、実験、保有、配備の禁止。(2) 地帯内における核兵器の使用、核兵器による威嚇の禁止。(3) 条約の遵守のための機構の設定。(2)の要件は、条約に付随する議定書に明記され、議定書への署名、批准がすべての核兵器保有国に対して開かれている。

各条約の詳しい説明は省略する(講義でも時間の制約から、それぞれの条約については、特徴的な事柄を述べるに留めた)。成立の経緯や条文を含む詳しい情報はインターネットを通じて入手できる。また、梅林宏道著『非核兵器地帯』(岩波書店、二〇一一年)にも詳しい解説がある。

一九九九年には、国連の軍縮委員会が「地域の関係国

間の自由意志による取り決めに基づく非核兵器地帯の設立」という報告書の中で「核兵器から世界全体を解放するという究極の目標の実現に向けた努力の一つとして、世界中の非核兵器地帯の創造を促進し続けるべきである」と述べ、さらなる非核兵器地帯の拡大を訴えている。

実際に、中東・南アジア、東・中央ヨーロッパ、北東アジアなど世界の多くの地域での非核兵器地帯構想が提案され議論されている。それぞれの地域が抱える複雑な国際関係のなかで、その実現は容易ではないが忍耐強く実現に向けた努力を続けていくべきであろう。

とりわけ、その実現が望まれるのは、我が国を含む北東アジア非核兵器地帯である。具体的には、日本、韓国、北朝鮮の三カ国を非核兵器地帯とし、それを囲む核兵器保有国であるアメリカ、中国、ロシアの三カ国に地帯内で核兵器を使用しないことを義務づけるといふものである。昨今のこの地域の国際環境を考えると、この構想はあまりにも非現実的に見えるかも知れないが、決してそうではない。日本の非核三原則（一九六七年）、朝鮮半島の非核化に関する南北朝鮮の共同宣言（一九九二年）、第四回六カ国協議における共同宣言（二〇〇五年）の三つを繋ぎ合わせて具体化すれば、まさに北東アジア

非核兵器地帯が実現するのである。この地域の安定した平和と安全を確保するためには、これ以外の答えはないように思える。上記の梅林の著書には、梅林氏の私案（試案）として、北東アジア非核兵器地帯条約の条文章案が載っている。一読をお勧めする。

核兵器のない世界（Nuclear Free World）の実現に向けては、さまざまなアプローチがあり、それらを並行して推し進めていく必要があると考えるが、そのなかでも、非核兵器地帯の拡大は強力なアプローチの一つであろう。